



平成 22 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社クエスト  
代表者名 代表取締役社長 佐藤 和朗  
(JASDAQ・コード 2332)  
問合せ先  
役職・氏名 取 締 役 古 谷 彰  
電話 03-3453-1181

「定款一部変更および会計監査人の選任に関するお知らせ」の一部修正について

当社は、定款の一部変更の件並びに会計監査人の選任について、第 46 回定時株主総会に付議する旨平成 22 年 5 月 13 日にお知らせいたしましたが、別紙のとおり定款変更案の字句を修正することとしましたのでお知らせいたします。なお、内容について実質的な変更はありません。

1. 定款一部変更の件

a. 定款変更の目的

(定款変更の目的につきましては修正箇所はございませんが、再掲いたします)

当社は、第 46 期(平成 22 年 3 月期)末において、会社法第 2 条第 6 号に定める大会社には該当していませんが、大阪証券取引所の『JASDAQ 等における企業行動規範に関する特例』第 7 条を受け、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、会社の機関として会社法第 2 条第 10 号並びに第 11 号の規定する監査役会及び会計監査人を新設し、所要の変更を行うものであります。

また、法令で定める監査役員の数が欠けた場合において、補欠監査役の選任を毎年行う煩雑さを避けるために、補欠監査役の選任の効力を 4 年とするため、所要の規定を第 26 条(補欠監査役の予選の効力)として新設するものであります。

b. 定款変更の内容

【修正前】(修正対象部分は            で示します)

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>第1章 総 則</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><span style="background-color: #cccccc;">          </span></p> <p><span style="background-color: #cccccc;">          </span></p> <p>第5章 監 査 役</p> <p>(新設)</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第26条 監査役はその互選により常勤の監査役を定める。</p> <p>(任 期)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p><u>(補欠監査役の予選の効力)</u></p> <p><u>第26条 補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会后、4年後の定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第27条 <u>監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第28条 (現行通り)</p> <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第29条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>

(新設)	(監査役会の決議方法) <u>第30条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>
(新設)	<u>第6章 会計監査人</u>
(新設)	(選任) <u>第31条 会計監査人は、株主総会において選任する。</u>
(新設)	(任期) <u>第32条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u>
第6章 計 算	第7章 計 算
第28条～第31条 (条文省略)	第33条～第36条 (現行通り)

【修正後】(修正部分は ■■■ で示します)

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
(機 関)	(機 関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	(2) 監査役
(新設)	(3) 監査役会
(新設)	(4) 会計監査人

<p style="text-align: center;">第5章 監査役</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第26条 監査役はその互選により常勤の監査役を定める。</p> <p>(任期)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(補欠監査役の予選の効力)</p> <p>第26条 補欠監査役の予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第27条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(任期)</p> <p>第28条 (現行通り)</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第29条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第30条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(選任)</p> <p>第31条 会計監査人は、株主総会において選任する。</p>
---	--

<p>(新設)</p>          <p>第6章 計 算</p>  <p>第28条～第31条 (条文省略)</p>	<p>(任 期)</p> <p><u>第32条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</u></p>       <p>第7章 計 算</p>  <p>第33条～第36条 (現行通り)</p>
--	---

c. 日程

(日程につきましては修正箇所はございませんが、再掲いたします)

定款変更のための株主総会開催日(予定)平成 22 年6月 22 日(火曜日)

定款変更の効力発生日(予定)平成 22 年6月 22 日(火曜日)

## 2. 会計監査人選任の件

(以下の会計監査人の選任の件につきましては修正箇所はございませんが、再掲いたします)

### a. 会計監査人の選任の理由

当社は、第46期(平成22年3月期)末において、会社法第2条第6号に定める大会社には該当していませんが、大阪証券取引所の『JASDAQ等における企業行動規範に関する特例』第7条を受け、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、会社の機関として会社法第2条第11号に規定する会計監査人を新設することに伴い、選任するものであります。

あわせて、企業行動規範第8条の定めにある「会計監査人を有価証券報告書又は四半期報告書に記載される財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等として選任するよう努めることの義務」を充足する選任を行うものです。

なお、本件は上記「定款一部変更の件」が第46回定時株主総会において承認可決されることを条件としております。また、本議案につきましては、監査役全員の同意を得ております。

### b. 会計監査人候補者の名称等

名称:有限責任監査法人トーマツ

所在地:東京都港区芝浦四丁目13番23号MS芝浦ビル

### c. 就任予定年月日

平成22年6月22日(第46回定時株主総会開催予定日)

なお、当社は従来より有限責任監査法人トーマツに財務諸表監査を委嘱しておりましたので、本件は公認会計士の異動には該当しません。

以上